



宅地開発において無電柱化した場合 事業費の一部を補助します！



対象事業

- ・都市計画法第29条の許可を受けてこれから行う都内の開発行為
- ・開発事業地の面積が3,000㎡未満
- ・戸建住宅のみを用途とする開発事業
- ・公道又は私道を整備する事業

※すべての条件を満たすものが対象

補助対象費

都内の宅地開発で無電柱化するために要した総事業費の80%を補助

補助額上限

1事業に対し、**最大1600万円**

- ※補助額の詳細や補助対象範囲については
宅地開発無電柱化推進事業実施要綱（下記URL）をご確認ください
- ※予算を超えた時点で募集を終了することがあります
令和4年度の募集件数は、20件程度となる見込みです



過去に補助を受けて無電柱化を行った宅地開発の実施事例

補助の詳細

東京都 都市整備局HP 「宅地開発無電柱化推進事業」

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/kaihatsu/>

（↑ホームページ内の下段あたりに掲載の
”「宅地開発無電柱化推進事業」の事業者を募集します“を確認ください。）



問合せ先

東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課 開発指導担当

TEL：03-5320-5132 Mail: S0000393@section.metro.tokyo.jp

※ご来庁を希望の方は、事前にお電話にてご予約をお願い致します。